

アメリカ憲法とワグナー法-憲法と団結保障立法の研究の一つの覚書のために-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松岡, 三郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11730

アメリカ憲法とワグナー法

— 憲法と団結保障立法の研究の一つの覚書のために —

序

わたくしは、日本国憲法と労働基本権との関係に対して、この十年間、異常な興味をもってきた。さきほど、明治大学法学部七十五周年記念論文集の中で、「憲法と市民的自由と労働基本権」序説という論文を書いたとき、右の問題を系統的に書き続けようと思つた。

わたくしのスケジュールによると、「憲法と団結権」がこれに続くものであつた。しかしそれをまとめる時間的余裕がないので、中間報告として、「アメリカ憲法とワグナー法」を取上げることとした。

誰でも知つてするように、日本国憲法は、労働者の団結権、団体行動権を明文によつて保障している(三八条)に反してアメリカの連邦憲法は、これを保障していない。それは、言論の自由、集会の自由、請願の自由を保障しているに過ぎない。アメリカの最高裁判所は、クロードショップ否認の州法が右の自由を侵害するものでないと判決した。

(註)だから、アメリカの連邦憲法に対して右の市民的自由プラスαとしての団結権団体行動権の保障を期待することは、無理である。

それどころか、アメリカの連邦憲法は、労働者の団結権や団体行動権を保障する立法を無効とするために、引用され、そして現実に、多くの団結立法を無効としてきた。その意味で、アメリカ連邦憲法は、資本を擁護し、労働運動を抑圧する手段として使用されたと言える。だから、アメリカ憲法は、文字通り、市民憲法と称せられる所以である。これに拍車をかけたものは、アメリカの裁判所であつた。それは、ラスキ教授をして、「巨大資本の代行機関であつた」と嘆かしめるほどであつた。(註2)

だから、一九三七年四月一二日に、アメリカ連邦最高裁判所が不当労働行為制度を含むワグナー法を合憲であると判決したとき、それは、アメリカの国民をアツと言わせた。シカゴトリビューン Chicago Tribune は、その判決を革命であると批評した位である。(註3)

そこで、興味があるのは、従来アメリカの裁判所が団結立法を違憲とした理論的根拠である「契約の自由」とか、「法の正当手続」は、この判決でどのように理解されているかである。なにより、団結権の本質がどのように理解されているかである。

このことを理解することは、ワグナー法から、さらにタフト・ハートレー法への転換の論理の探求に便利を与えるだけでなく日本国憲法第二八条の団結権団体行動権の内容を裏から教えることになる。

わたくしがこの問題を取りあげたのは、そのような期待からであつた。

しかしワグナー法が合憲とされたのは、一朝一夕ではなかつた。コモン・ロウから労働組合を開放し、擁護する立法は、言うまでもなく労働組合運動の強い要請によるものである。しかし資本家は、例外なくこれらの立法が憲法違反だとしてそれをまもらなかつた。当局が、労働立法に違反する資本家に対して権力を行使すると、資本家は、裁判所で憲法違反を争つた。その結果は、大抵、最高裁判所は、これを憲法違反とした。もとより、ホームズ判事やブラ

ンダイス判事は、進歩的な少数意見を提案したけれども、ながく裁判所を支配するに至らなかつた。最高裁判所が違憲判決を下すと、労働組合は、新たな立法を要請した。このように、違憲判決と新たな労働立法が労資の力関係で繰りかえされていつた。ワグナー法で展開された理論は、この長い闘争の歴史の到達点である。だから、労資の力関係の歴史を頭に置きながら、このメモをしておこうと思う。

註1 Lincoln Federal Labor Union v. Northwestern Iron and Metal Co. 335 U. S. 525 (1949) の内容と批評に

ついては、拙稿「アメリカにおける Union Security 組合保障規定について」(法律論叢三十巻三号) 三六頁〜三八頁参照。

註2 H. J. Laski, *The American Democracy*, 1949 p. 210

註3 C. O. Gregory and H. A. Katz, *Labor Law*, p. 484

第一章 ニューディール以前における団結立法と憲法

序

アメリカにおいては、労資関係に対して国会が介入する団結立法の努力は、ニューディール以前には、非常に少くかつスローモーであつた。それどころか、リーク教授によると、ワグナー法が生れる半世紀前までは、アメリカの労働者達は、政府が労働者の団結権や団体行動権を保護する機関となることは夢にも想像せず、政府を生れながらの敵とみなしてきたのである。(註1)

なぜ、団結立法は、アメリカの労資関係に介入しなかつたのであろうか。クッシマン教授は、二つの理由を指摘している。(註2)

その一は、国会が労資関係に対して介入する権限を有せず、従つて通商統制権限の範囲内において労働立法を限定しなければならぬからである。

その二は、労資は政府の干渉を受けないで自力で争わなければならないという自由放任の論理 *laissez-faire theory* がなかなか亡くならなかつたからである。

ラスキ教授も、右の第二の点を指摘し、ニューディールまでは、アメリカの最高裁判所の大多数の裁判官は自由放任の優越を憲法論の基礎としていたことを指摘している。(註³)それは、法律的に言うなら、契約の自由を否認することとは「法の正当な手続」を否定するという思想である。

註¹ J. H. Leek, *Government and Labor in the United States*, 1952 p. 51

註² R. E. Cushman, *Leading Constitutional Decisions*, 1955 p. 348

註³ H. J. Laski *The American Democracy*, 1949 p. 210

第一節 労働争議調整立法とその思想

労働争議に対する初期の連邦法は、強制的なものではなかつた。一八八八年頃になると、州際鉄道会社とその労働者との間の労働争議を調停、仲裁するために、いくつかの機関がつくられた。数えきれないほどの小さな争議は、それによつてうまく解決された。しかしそれは、もつと深刻な争議の解決では、行きずまつた。もつとも、この期間には、大統領が労働争議に、しばしば介入した。クレブランド *Cleveland* 大統領は、一八九四年のプルマンストライキ *Pullman strike* の際には、郵便と州際鉄道を保護するために、シカゴに連邦軍隊を送つたし、連邦裁判所も、財産権が暴力あるいは違法行為によつて侵害されそうだと申立てを受けた争議に対して、しばしば介入した。

しかし国会は、調停ならびに任意仲裁の機構を準備するに止めたのである。

第一次大戦後、鉄道が所有者に返還された後、一九二〇年の運輸法 *Transportation Act* により、鉄道労働委員会 *Railroad Labor Board* がつくられ、鉄道労働争議に介入し、調査を行い、争議解決のための資料をつくり、命令を発する権限が与えられた。しかし一九二三年のペンシルヴァニア鉄道会社対合衆国鉄道労働委員会事件 *Pennsylvania Railroad Company v. U. S. Railroad Labor Board*, 261 U. S. 72 (1923) で、最高裁判所は、その委員会がその裁決を執行するために与論の承認を求めると以外の権限を有しないと判決した。それ故、一九二六年に、国会は、合衆国調停委員会 *United States Board of Mediation* を創設する鉄道労働法 *Railway Labor Act* を通過させた。この法律によると、鉄道労働争議の仲裁は、これを受けるか否かは、任意であるけれども、任意に受けた仲裁の裁決は、法律上強制的なものであつた。この法律がさらに団体交渉権を規定したことについては、後に述べよう。

いづれにしても、ニューデールまでは、これらのすべての労働争議に対する連邦の統制は、州際鉄道、運搬業者など明らかに通商統制権限内の分野に限られていた。(註)そしてその思想は、すべて「任意的」*voluntary* の一語につきる。ここらあたりにも、アメリカの労働運動が裁判所に敵意をいだき、立法に期待する所があつたのである。

註 1 R. E. Cushman, *Leading Constitutional Decisions*, 1965 p. 348-349

第二節 団結立法と憲法違反問題

序

この期間における労働争議調整立法は、右に述べた如くあくまでも、「任意的」なものであつたから、これに関する憲法違反問題はおこらなかつた。

しかし労働者の団結を擁護する立法は、資本家側から、はげしい攻撃を受け、裁判所は、これを骨抜きにし、または憲法違反として無効とした。

この期間における団結を擁護する立法は、労働組合が裁判所の判決を不満として、闘争の結果、かちとつたと言えるものが少くない。しかし裁判所は、その法律を労働組合、ときには、国会の立法の説明通りに解釈をしなかつた。そこで、労働組合は、さらに、新たな立法を要求した。かくして、団結立法は、裁判所の判決↓新たな立法↓裁判所の判決↓新たな立法というふうに展開されていった。このように、アメリカの裁判所は、労働組合の権利要求に対して敵意をもっていたというふうに批評されている。(註)だから、労働組合は、立法に期待したことはすでに述べた通りである。

この期間における団結立法は、二種類に分けることができる。その一つは、団結を共謀として違法とすることに對する制限立法であり、もう一つは、黄犬契約の締結などの不当労働行為を禁ずる立法である。

憲法違反の問題は、主として、後者についておこつたのであるが、これを立体的把握するために、前者に對する裁判所の態度から説明してゆこう。

註 1 H. J. Laski, *The American Democracy*, 1947, p. 213

なお、アメリカの労働者の眼にうつつた裁判所觀をここに記しておこう。「裁判官は、労働者に有利なように決定しがちだろうか？それとも資本家に有利なように決定しがちだろうか？」

答は簡単だ。裁判官は正直な人かもしれないぬし、事件を見たが、がままに正確に裁くかもしれないぬ。だが、たいていの場合、彼は資本家に有利なように判決を下すだろう。なぜだろうか？

なぜといつて、裁判官は資本家と同じグループにぞくしていたからだ。彼が大学へ行つたときには、彼のクラスメート

は労働者の子弟ではなくて資本家の子弟だつた。彼がクラブで一夕を過したときには、彼が行つたのは労働者のクラブではなくて資本家のクラブだつた。彼が晩さんに人を招待したときには、彼のお客は労働者の家族ではなくて、資本家の家族だつた。」(レオ・ヒューバーマン雪山訳「労働組合入門」四三頁)

第一 団結や団体行動を共謀として違法とすることに對する制限立法と裁判所

アメリカの産業が近代化するにつれて、工場組織と機械産業は、必然的に労働組合を生んだ。最初は、アメリカの裁判所は、イギリスの先例に従ひ、労働組合を違法な共謀とみなした。一九世紀の初めにおいては、労働者達は、そのため罰金をとられたり、また、投獄された。一八〇六年に、ペンシルヴァニア州で、製靴職人が賃金引上げのために共謀を行つたという罪で処罰されたのがその最初の頃の有名な事件である。

しかしその後、一八四二年に、マサチューセッツ州対ハント事件 *Commonwealth v. Hunt* で、シヨウ裁判長 Chief Justice Shaw は、労働組合はそれ自体としては違法ではないという判決をした。その要旨は、目的と手段が正当である限り、団結は共謀でないというのである。この判決は、ストライキに関する刑事共謀の理論 *doctrine of criminal conspiracy* をなくしはしなかつたけれども、その理論が漸次役に立たなくなることには大きな貢獻をしたと言える。(註一)

しかしアメリカの労働者の団結を処罰し、これに對してインジャンクションによつて抑圧するために、もつとも威力を発揮したものは、一八九〇年に通過したシャーマン法 *Sherman Antitrust Law* であつた。

この法律は、州または外国との取引乃至商業を拘束する「あらゆる契約または団結」もしくは「共謀」を違法とし、これに係するすべての者に對して、五千弗以下の罰金または一カ年以下の懲役もしくはその両者を課する(二条二条)とともに、裁判所は、検事の請求に基いて、これに對するインジャンクションを發することができ(四卷)、また、その

違法な行為によつてその營業乃至所有權を侵害された者は、その実害の三倍にあたる損害賠償を請求することができ
る。(七卷)

もつとも、この法律は、一八八〇年代に急激に大きくなつた企業がその競争者ならびに一般大衆に対して残酷な仕打ちをし始めたことに鑑みつくられたものである。そこで、「契約」「団結」「共謀」が労働組合を含むか否かが問題とされるに至つた。

その立案の趣旨ならびにその経過からみると、この法律は、明らかに、労働組合を予想していなかったように受取られる。実は、シャーマン上議員がその立法を提案したとき、労働組合と農民とを除外する規定があつたが、その法律が通過する場合には、その規定が削除されていた。しかしいろいろの演説からみて、特にマサチューセッツ州選出の上院議員ジョージ・F・ホア George F. Hoar の演説からみて、それが削除された理由がこの法律がトラスト禁止以外に適用されるということを想像もしなかつたからであるとされる。にもかかわらず、裁判所は、この法律を労働組合に対して適用し、労働者は、この法律の適用によつて投獄されたが、注目すべきことは大株式会社などの役員も、投獄されてはいないということである。(註三)

だから、アメリカの労働組合—AFLは、労働組合をシャーマン法の適用から除外するために、血みどろの闘争を行つた。二〇年の闘争の後、国会は、一九一四年にクレイトン法 Clayton Act を通過させたとき、ゴンパース氏は、この法律が労働組合をシャーマン法の適用から除外したと主張し、ウィルソン大統領が一九一六年の大統領候補再指名受諾の際に行つた挨拶も、このような主張が当時の一般的な観方であることを示している。しかしラスキ教授の批評によれば、彼等は、裁判所を忘れていた。ペイン木材会社対ニール事件 Paine Lumber Company v. Neal 244 U.S. 459 (1917) は、すでに、クレイトン法の無効を予言をしているし、また、デュプレックス印刷会社

対ディアーリング事件 *Duplex Printing Press Company v. Deering* 245 U.S. 443 (1921) は、その法律を茶番の大きさのものにしてしまった。(註^三)

そればかりではなくシャーマン法は、刑事上の訴追、損害賠償請求、政府のインジャンクションという三つの方法を定めていたに過ぎなかつたが、クレイトン法は、私的なインジャンクションの訴訟を追加する結果となつた。だから、労働者は、クレイトン法の通過によつて前より一層悪い状態になつたと言う学者も居る位である。(註^四)もとより、それは、言い過ぎかも知れない。しかしこのような表現は、クレイトン法が裁判所によつて空文化しただけでなく何らかの弊害を惹起したことを示すものである。

デュプレックス事件とベッドフォード石材事件の後、連邦裁判所によるインジャンクションを制限する立法に対する待望の熱情が新たに湧き、それが倍加した。しかしこの期間には、新たな制限立法は、具体化しなかつた。

しかし一九一九年、アリゾナ州の革新的立法者は、州法を改めて、その一四六四条で、「当事者の財産もしくは財産権に対する回復し得ない侵害を防止する必然性が何らならない場合」には、州裁判所がインジャンクションを発することを禁じた。ところが、連邦裁判所は、一九二一年に、トルアックス対コリガン事件 *Truax v. Corrigan*, 257 U.S. 312 (1921) で、右の州法は人民の自由および財産という基本的権利の侵害に対して正当な手続を奪つたものであるとして、連邦憲法第一四次修正の法の正当手続条項に違反し、また、同法はある者に対してはインジャンクションの救済を与え、他の者に対してはこれを否定するのであるから、連邦憲法の法の下での平等の規定に違反するとして、同法を無効とした。

この判決は、五対四という僅か一票の差で、憲法違反を言渡したものであるから、その少数意見も、無視できないものがある。その中で、ブランドアイス判事は、州はインジャンクションが公共の福祉にとつて有害であるとみなされ

る場合にはこの発布を制限できるし、また、インジャンクシヨンによりそれがある財産を保護するからという理由だけですべての財産を保護しなければならないということにはならないという立場から、インジャンクシヨンによる特別救済の否認は、連邦憲法第一四次修正の「正当手続」もしくは「平等保護」によつて保障される権利の否認ということにはならないと主張した。この場合ブランドアイス判事が財産権擁護に使用される「正当手続」論に対して労働権擁護のために公共の福祉という論理を引用したことは注目に値する。

いずれにしても、この判決は、インジャンクシヨンを発する権利が裁判所固有のものであり、立法による制限を受けないものであることを暗示したと言へる。(註6)

だが、右の判決には、一つの救いがあつた。それは、クレイトン法の中の同種の規定を無効とすることを否定したことである。だから、インジャンクシヨンの濫発の弊害が深刻になり、また、不景気が進行して、そのインジャンクシヨンがどん底に追いこまれた労働者に対して暴力を挑発する如き状態が生れたとき、インジャンクシヨンに対する制限立法がまた熱心に考えられ始めたのである。一九三二年に制定されたノリス・ラガディア法 *Norris-Laguardia Act* がそれである。

しかし今までの判決からみて、インジャンクシヨンを全然禁ずることは、憲法との関係で問題となるので、国会は、連邦裁判所がインジャンクシヨンを発し得る条件を厳格にしぼるという慎重な態度をとつたのである。しかも事実、フーヴァ大統領は、これに対して懐疑的で、できるだけ引延ばした後、この法律は違憲であるかも知れないことを暗示させながら、非常にいやいやながら署名したのであつた。(註7)もとより、それは、フーヴァ大統領がこの法律案に署名しようとしたとき、それが憲法違反であるという財界からの反対を受けた背景によるものである。(註7)

しかし一九三八年に、その合憲性は、ローフ対E・G・シンナー会社事件 *Lauf v. E.G. Shinner & Co* 303

U.S. 323 で支持された。最高裁判所は、はつきりと、「国会が合衆国の下級裁判所の管轄をきめたり制限する権限を有することには疑がない」と表現で右の法律を支持したのである。

註1 J.H. Leek, *Government and Labor in the United States*, 1952 p. 21

註2 H.J. Laski, *The American Democracy*, 1949 p. 209

なお、この具体的適用については、吾妻光俊「労働法の展開」二二一頁四三頁、イーリアス・リーバーマン（近藤・佐藤訳）「労働組合と裁判所」の各ケース参照。

註3 H.J. Laski, *op. cit.*, p. 209—210

註4 E. Berman, *Labor and the Sherman Act*

註5 J.H. Leek, *op. cit.*, p. 31

註6 J.H. Leek, *op. cit.*, p.p. 39—40

註7 W.L. Mc Naughton and J. Lazar, *Industrial Relations and the Government*, 1954 p. 92

第二 団結団体行動に対する経営支配を排除する立法と憲法

資本家にとってインジャンクションの外にもう一つの武器は、黄犬契約 *yellow-dog contract* 締結その他、いわゆる不当労働行為と呼ばれるものである。

立法によつてこれに対処する初期の努力は、実らなかつたが、この点で有名なのは、一八九八年のエルドマン法 *Erdman Act* である。

この法律は、運搬業者が労働者を組合員であるという理由だけで、または組合に加入しない協定にサインすることを拒絶したという理由だけで解雇することを犯罪とし、さらに、争議に参加した労働者をブラックリストにのせて回覧することを違法とした。(一〇条)

最高裁判所は、一九〇八年に、アディアア対合衆国事件 *Adair v. United States*, 208 U.S. 161 (1908) で、右の条項を違憲としたが、その場合、次の二つが特に問題となつた。(註一)

その一は、国会が通商に対する統制権に基き、かように労資関係に対して介入する権限を有するからである。最高裁判所は、国会がこの権限を有するためには、通商との間に「現実的な或は実質的な関係」がなくてはならないのに、その間に、何ら、法的あるいは論理的関係はないとしたのである。これに対して少数意見をもつたジョセフ・マッケンナ判事とオリヴァー・ウエンデル・ホームズ判事は、それぞれ、反対した。マッケンナ判事は、それが州際通商に直接的影響をもつとみ、また、ホームズ判事は、州際通商に密接にして重要な関係を有すると主張した。

その二は、正当手続によつて契約の自由を保障している連邦憲法第五次修正に違反するか否かが問題とされた。最高裁判所がこれを違反とする判断の基礎には、契約するか否か、如何なる条件で契約するか自由と契約解除の場合の平等な権利を契約の自由の内容としたようである。ホームズ判事は、右の規定に対して契約の自由に対する限定的な制約であり、しかもそれは合理的な制約であるとし、そして国会が鉄道争議の防止という観点から、仲裁制度の設置を考慮する権限を有する限り、右の規定がその目的に奉仕するものとして、次の如く述べている。

「国会が、強力な組合を育成することは鉄道の組合員のみならず鉄道や広く国民にとつても最大の利益であると決定するとするならば、わたくしは、それを不当なことだと断ずることはできない」

要するに、ホームズ判事は、労資関係について、団結を擁護することが契約の自由に対する合理的な制限の根拠になることを指摘したのである。にもかかわらず、多数説は、右に述べた形式論で押しきつた。

元来、エルドマン法は、すでに一言した鉄道におけるブルマン争議を契機として、鉄道における争議の予防解決を目的として立案されたものである。(註二)そのために、二つの柱をたてた。一つは、鉄道における争議を調査しかつ解

決条件を勧告する権限を有する鉄道労働委員会を設置し、また、調停や仲裁制度により、争議を延期し、防止しようとする仕組みがその一つの柱であり、さきほどから問題となつてゐる不当労働行為制度がもう一つの柱である。もとより、後の柱も、労働不安 (Industrial unrest) をなくすることによつて、争議の予防に役立たせようとするものであるが、前者が抑制であるとするれば、後者は、積極的な保護の性格を帯びるものである。

ところで、最高裁判所は、後の柱だけを違憲だとし、前の柱はこれを切り離し、有効なものとしたのである。

各州における同じような試みも、右のケースと同じように、妨害された。数年を経過し、最高裁判所のスタッフもかわり、与論も、もつと自由な雰囲気になつたけれども、最高裁判所は、当事者の契約の自由は侵害さるべきではない考え方をしつこく堅持し、一九一五年に、雇傭条件として組合員たることを禁ずることを使用者に対して禁止したカンサスの法律を憲法違反として無効としたのである。(註5)

黄犬契約に関するリーディングケースは、ヒッチマン事件である。(註6) 最高裁判所は、この事件で、黄犬契約が有効であるという判決をしてしまった。ここで、ラスキ教授が非難をしている「契約自由の絶対」と「形式的対等」(註5)が露骨な姿で展開されていると言えよう。

かくして連邦政府も、第一次大戦までは、団結について労働組合を援助する努力をしなかつた。しかし第一次大戦になつて、政府は産業平和を確保する手段として、非常にリベラルな政策をとつてきた。例えば、ウィルソン大統領は、第一次大戦中に、全国戦時労働局 National War Labor Board を創設したが、その局は、「労働者の団結権ならびに団体交渉権に対する資本家の干渉を禁じ、また、労働者が合法的な組合活動に従事したことを理由とする資本家の差別待遇を禁ずる」という政策を採用したのである。(註6) このような努力は、戦時権力の背景の下に是認されなければ、戦争が終つて間もなくして中断されてしまつた。

しかしその芽がふいたのが一九二六年の鉄道労働法 *Railway Labor Act* であつた。それがまた、ワグナー法に通ずるものである。この鉄道労働法は、やはり、二つの柱からなつてゐる。一つは、争議の調停、仲裁、調査の機構であり、二は、団結権団体行動権の保護である。ここで問題なのは、後者の柱である。この法律によると、団体交渉の代表者は、団体内でまとめられたやり方によりあるいはその他団体行動の方法により選ばれるが、当事者の一方は、その場合、団結あるいは代表者の指名について他の当事者に干渉や支配あるいは強制をしてはならない。実は、この規定が問題となつた。なぜなら、この規定は、さきに述べたエルドマン法 *Erdman Act* 第一〇条とその精神を同じくするだけでなくさらに一步を進めているが、このエルドマン法第一〇条ですらアディア対合衆国事件で憲法違反とされているからである。ところが、最高裁判所は、一九三〇年に、テキサス、ニューオルリアンス鉄道会社対鉄道、船職員友愛会事件 *Texas & New Orleans Railroad Company v. Brotherhood of Railway & Steamship Clerks*, 281 U.S. 548, 570, 50 S. Ct 427, 74L. Ed. 1034 (1930) で、右の規定を全員一致で合憲として、はつきりと、当裁判所としては、国会が右の如き禁止条項を立法する憲法上の権限を有することについては疑を容れないと断言している。

そこで、先例との関係が問題となる。被告は、すでに、さきに述べたアディア対合衆国事件ならびにコペイジ対カンス事件に関する最高裁判所の判決を引用した。最高裁判所は、これらの判決はこの場合適用することができないとして、彼の有名なアディア対合衆国事件を葬りはじめた。その理由を次の如く述べてゐる。

まず、通商統制権について、「それは、『保護或は促進』のために『あらゆる適当な立法』をする権限であるとし、……「この権限を行使して、国会は、州際運輸の必要な機関のサービスを脅かす争議の平和的解決を容易にすることができるのである」と言つてゐる。

次に、契約の自由との関係について、「この法律は、労働者の採用あるいは解雇に関する運搬業者の権利の正当な行使に対して干渉するものではない。この法律は、資本家のそのような権利に眼を光らせているのではなく自分の好きな代表者を選ぶ労働者の権利に対する干渉に眼を光らせているのである。運搬業者は、この法律により、労働者がその代表者を選ぶ自由に対して干渉する憲法上の権利を有しないから、憲法を根拠としてこの法律を争うことはできない」としている。

リーク教授の指摘を待つ(註⁵)までもなくこの判決は、アディアア対合衆国事件とは一致していないようにみえる。それどころか、正反對のようにさえみえる。しかし最高裁判所は、アディアア事件の判決をくつがえすとは言わない。それは、リーク教授の言っているように、(註⁶)両判決の間には、二〇年以上の才月が流れており、裁判所のスタッフも非常にちがっているけれども、この裁判所は、必ずしも、著しくリベラルな裁判所ではなかつたのである。しかしこの判決は、労資関係が通商統制権の行使を正当ずけるに必要な「通商に対する実質的重要性」を有すること、資本家の契約の自由に対する制限は連邦憲法第五次修正の正当手続条項に違反するものでないこと、関係労働者が直接州際通商に従事しているか否かは問題でないことを明らかにした点において、何といつても、大きな功績を残したと言える。

この点について、ウィットニー教授は、次の如き評価をしている。「先例は、常に、裁判所の判決制定過程における重要な要素である。しかし裁判所の構成員の変化、政治的圧力、その時代の経済的ならびに社会的環境の変化といった要素は、先例の重要性を少くする」(註¹⁰)

註 1 J.H. Leek *Government and Labor in the United States*, 1952 p. 37

註 2 イーリアス・リーバーマン(近藤・佐藤訳)「労働組合と裁判所」五五頁。

- 註³ Coppage v. Kansas, 236 U.S.1 (1915)
- 註⁴ Hitchman Coal & Coke Co. v. Mitchell, 245 U.S. 229 (1917) の事件は、憲法とは直接関係がないので、くわしくは、ふれない。興味のある者は、イリーアス・リーバーマン前掲書一〇三頁以下参照されたい。
- 註⁵ H.J. Laski, *The American Democracy*, 1949 p. 210
- 註⁶ Charles O. Gregory, *Labor Law*, 1948 p. 480
- 註⁷ W.L. McNaughton and J. Lazar, *Industrial Relations and the Government*, 1954 p. 112
- 註⁸ J. H. Leek, op, cit., p. 52
- 註⁹ *Ibid*
- 註¹⁰ F. Witney *Government and Collective Bargaining*, 1951 p. 196

第二章 ニューディール以後における労資関係に対する団結立法と憲法

序

一九二九年の株式市場の崩壊を契機として、一九三〇年には、アメリカ全国が不景気のどん底におちこんだ。当時の貧困と失業について、どの経済学の書物も、その統計を示してくれているが、(註¹)労働者出身のアレン・オースチンの受取り方に着目してみよう。

彼は、「冷たい統計は、私たちに、一九三〇年から一九三二年までの間に、一四〇〇万人以上の労働者が仕事を失ったが、これは世界史のどんな時期の、どんな工業国の失業者よりも大きい数だつた」と話してくれるが、パンの施しをうけるためにならぶ失業者の列や、フーヴァー村(都市のはずれなどにたてられた失業者を収容する部落のこと訳者)やゴミをあさる人々については何にも話してくれぬ」と述べ、社会事業団体の一人の働き手の書いた

手記を掲載している。

「つい先日のことなのですが、一〇家族の者が五人家族の者といつしよに、丁度いま三部屋のアパートにひつこしたという一つの事件が私の注意をひきました。……近所の人々がこうした人々をひきとるのです。彼らは椅子の上でねたり、床の上でねたりしています。フィラデルフィアの状態は、ほとんど筆舌につくしがたいのでございます。何とかしてベットか椅子をみつめてくれぬかという依頼が、私たちのすべての事務所にこない日とはほとんど一日もありません。すわつたり身体をのぼしたりする箱が入用だなんて、ほとんど信じられないこととございましょう」(註²)
だから、失業者は、仕事を求め、労働者は、賃金を求め、暴力や流血を伴うデモやストライキの状態を想像するに難くない。

このようなさ中で、一九三二年に、総選挙が行われた。共和党代表、現大統領のフーヴァー氏に対して民主党代表のルーズヴェルト氏の決戦であつた。民主党の綱領は、共和党のそれに較べて簡單明瞭であつた。失業救済、労働立法、農業の復興といった調子であつた。一言で言えば、ニューディール政策であつた。フーヴァー氏は、選挙運動の最後の演説の中で、「反対派は、アメリカのシステムの基礎を破壊するような変革といわゆるニューディールを提案している」と批判したが、多くの選挙民は、アメリカのシステムの基礎はすでに破壊されているという受取り方をし、ルーズヴェルト氏に票を投じた。(註³)

かようにして、ルーズヴェルト大統領のニューディール政策がはじまつたのである。ニューディール政策の目的は、ニューディール派の説明によると、貧困者の生活を安定させ、その購買力によつて雇傭の安定と産業に刺戟を与えることにある。(註⁴)だから、団結立法は、ニューディール政策の中でも、もつとも重要な一つの課題であつた。全国産業復興法 National Industrial Recovery Act は、かような背景の下に誕生したのである。

註1 A.J. Youngson Brown, *The American Economy 1860—1940*, 1951

註2 フレーン・オースチン(雪山訳)アメリカ労働運動の歩み(下巻)二五三頁〜二五四頁。

註3 S.E. Morrison and H.S. Commager, *The Growth of the American Republic*, 1955 pp. 581—582

註4 Stone, *Trade Unionism in a Free Enterprise Economy*, 14 U. Chi. L. Rev. 399, at 403 (1947)

第一節 全国産業復興法

—— 論 叢 ——

ルーズヴェルト大統領のニューディール政策の中で特に力をいれられたものは、一九三三年六月制定の全国産業復興法 *National Industrial Recovery Act* (以下ニラ法と呼ぶ)であらう。この法律は、事業主団体による生産と価格の自主的統制を骨子とするものである。元来、かような事業主団体は、シャーマン法に違反するので、ニラ法は、監督の眼を光らせ、労働に関する次の二つの条項をその統制規定の中に投入することを命じて、シャーマン法の適用から除外したのである。その一つは、その適用労働者に対して最低賃金を確立することであり、その二は、ニラ法第七条(a)項を挿入することである。そのいずれも、購買力の増進↓経済の復興を意図するニューディール政策と合致するものである。(註1)

だから、ニラ法第七条(a)項は、ニラ法中のエッセンスであるということができよう。その内容を簡単に説明すると、次の二つに分けることができる。

第一に、労働者は、団結する権利ならびに自分の好きな代表者を通じて団体交渉する権利を有し、また、その代表者の指名、自主的団結あるいは団体交渉その他相互扶助乃至保護のために団体行動するにあたり資本家またはその代理人から如何なる干渉も、制限も、強制も受けない。

第二に、労働者も、求職者も、雇傭条件としてある会社組合に加入すること、自分の好きな労働団体に加入しない

こと、それを結成しないことあるいはそれを援助しないことを要求されることはない。

理論上は、アメリカの労働者は、すでに、団結権、団体行動権をもつていたと言えるが、右の法律の意味は、労働者がその権利を利用しようとする場合には、政府がそれに保護を与えようと約束したそもそものはじめであると評価されている。(註2)

ルーズヴェルト大統領は、一九三三年八月に、ニラ法の政策を施行するために、全国労働局 *National Labor Board* を創設した。この局は、組合代表三人、資本家代表三人、中立一人よりなつてゐる。最初、それは、労働者の団体交渉権を保護することにおいて成功した。それは、それがつくられた直後から争議に介入したが、それが争議を解決する基礎として、使用した有名な公式がある。それは、次の四つである。(註3)

その一は、ストライキをやめること

その二は、ストライキをした労働者を差別することなく職場に復帰させること

その三は、全国労働局の監視の下で、団体交渉の代表者を指名するために選挙を行うこと

その四は、その選挙で選ばれた代表者に賃金、労働時間などの労働条件について協約を締結する目的のために資本家と交渉する権限を与えること

局は、右の四原則を基礎として、数多くの争議を解決した。それは、靴下業だけでなく羊毛、絹、市街鉄道、機械産業に及んだ。(註4)そしてローウィン、ヴニツヒ両氏は、「局のニラ法第七条(a)の適用によつて、産業民主化の理想は、労資関係の分野において、現実化されつつあるといった観がある」と述べたほどであつた。(註5)

しかしその年の末までには、その局が労働者の団結権団体交渉権に充分の保護を与えることができないことがわかつた。つまり資本家が局の命令を拒否した場合に、局としては、打つ手がない。そのために、失敗の実例が出てき

た。そこで、ルーズヴェルト大統領は、一九三四年の二月に、局の権限を強化する二つの行政命令を発した。(註⑥)これらの二つの命令は、全国労働局が団体交渉の代表者を決定するための選挙を行うことを定めた。その選挙で特定の組合を代表として選んだ場合には、資本家は、その組合を承認し、その組合と交渉しなくてはならない。資本家がそれを拒否すると、全国労働局は、全国復興行政部 Compliance Division of the National Recovery Administration および(或いは)米国アトニー・セネラルにその事件を送付して、解決してもらうのである。ルーズヴェルト大統領は、この局に対して地位と権限を与えたつもりであつた。

しかし資本家は、この多数決原理に対して非組合員の仕事を奪うと非難し、これに服しなかつた。一九三四年二月に、地区裁判所は、ウエアトン鉄鋼会社に対して労働者が団体交渉の代表者を自由に選ぶことを許す代表選挙に参加することを命ずることを拒絶したので、その局は、致命的な打撃を受けた。そのような失敗は、国会を刺戟し、ワグナー上院議員は、そのためにいろいろの努力を払つたが、第七十三国会は、この欠陥を補うことの遅延を許さないとし、一九三四年六月に、共同決議第四十四号 Joint Resolution Number 44 を通過させた。これは、全国労働局を廢して全国労働関係局 National Labor Relations Board を創設した。この局は、よりはつきりと、団体交渉の代表選挙を行う権限を与えられ、また、ニラ法第七条違反を調査する権能を与えられた。しかし局は、その命令を執行する権限を有しない。ここにも、この局の限界があつた。その結果、それが仕事を開始して八カ月の間に、局は、八六件の違反を決定したが、資本家がそれに従つたのは僅か三四件に過ぎなかつた。(註⑦)

もとより、ニラ法は、ルーズヴェルト大統領選挙にあたり労働組合の援助といういきさつもあり、また、労働組合の組織力の成長にもよるが、AFLの鋭い監視の下でつくられた。(註⑧)

だから、この法律ができたとき、労働者出身のアレイン・オースチンは、次の如き喜びの表現をしている。

「これは、労働組合にとつての大勝利だつた。……労働者は、歓呼の声をあげた。AFL会長ウィリアム・グリーン (William Green) は、『全国数百万の労働者が生まれてはじめて産業上の自由に関する彼らの憲章をうけとろうとして立ち上がった』ことを祝福した」(註9)

たしかに、この法律は、労働組合から祝福されるに値する役割を演じた。例えばこの法律ができた後の組合員数の動きをみてもわかる。全組合員の数は、一九三三年における約二百九十七万三千から、一九三四年には、約三百六十万八千六百までにのぼつた。この間の増大は、一九二三年から一九三三年の一〇年間の減少にほとんど匹敵するものであつた。(註10)

しかし組織労働者がマグナ・カルタとみなしたこの法律は、実は、組合に対する会社支配を防止しなかつたし、会社組合を違法とはしなかつた。また、それは、組合の代表の交渉に応ずる義務を資本家に課さなかつたし、さらに、鉄道労働法の如く違反に対してこれを強制する独立の規定を設けていなかつた。(註11)そのため会社に支配された労働組合に属する労働者の数は、一九三二年から一九三五年までに、百二十六万三千百九四から二百五十万に増加した。(註12)

そればかりではなく第七条a項の違憲性を問題とした資本家は、その規定によつて拘束されたり、全国労働関係局の決定の受諾を拒絶し、(註13)裁判所で、その合憲性を争つた。

最高裁判所は、逆に、シェヒター家禽会社対合衆国事件 *Schechter Poultry Corporation v. United States*, 259 U.S. 495 (1935) で、この法律が憲法違反だとして無効を宣言した。(註14)

しかし憲法違反論争は、労働時間や賃金を定める規定に向けられ、右第七条(a)項は憲法違反から免れたのである。だから、ニラ法が憲法違反とされるや、直ちに、右第七条(a)項の精神を汲んだワグナー法が準備されるに至

つた。

- 註1 F. Whitney, *Government and Collective Bargaining*, 1951 P. 198
 註2 ハロルド・フォルクナー、マートク・スタ(労働省労政局監修)「米國労働運動史教程」二二六頁。
 註3 National Recovery Administration, Release No. 285, dated August 11, 1933
 註4 L.L. Lorwin and A. Wubnig, *Labor Relations Boards*, p. 100
 これを件数にすると、全国労働局ができた最初の一年で、三七五五件の苦情がもたらされ、そのうちの三〇六一件を調べ、一三三三件のストライキを調査して、一〇二三件を仲裁したというのである。(S.E. Morrison and H.S. Commager, *The Growth of the American Republic*, 1955 p. 600)
 註5 Lorwin and Wubnig, *op cit.*, p. 115
 註6 Executive Order No. 6580, dated February 1, 1934 and Executive Order No. 66 12—A, dated February 23, 1934
 註7 F. Whitney, *op cit.*, p. 205
 註8 その事情については、D.O. Bowman, *Public Control of Labor Relations*, 1942 pp. 23—27 参照。
 註9 フレイン・オースチン(雪山訳)「アメリカ労働運動の歩み」下巻二五六頁—二五七頁。
 註10 H.A. Millis and R.E. Montgomery, *Organized Labor 1945* pp. 193—194
 註11 O.O. Bowman, *op. cit.*, p.p. 27—28
 註12 Millis and Montgomery, *op. cit.*, p. 194
 註13 Morrison and Commager, *op. cit.*, p. 600
 註14 なお、ニラ法と同じような規定をもち、「小ニラ法」"Little NIRA"と称されたガントウ炭炭法 Guffey Coal Act があり、また、カーター対カーター石炭会社事件 *Carter v. Carter Coal Co.*, 298 U.S. 238 (1936) で憲法違反とされた。

かし憲法違反とする根拠は、団結権保護以外のものである。くわしくは、C. Rauschenbush and E. Stein, *Labor Cases and Materials*, 1941, p. 448—453 参照。

第二節 一九三四年の鉄道労働法

さきに述べたテキサス、ニューオルリアンス事件の判決は、労資関係法における画期的な事件であつた。最高裁判所は、政府が労働者の団結権、団体行動権に対して保護の措置をとる権限をはじめて承認したのである。それは、団体交渉は政府の積極的な奨励を受けなければ成功しないと主張していた人々にとつては、明白な勝利であつた。この判決は、その上、団体交渉を成功させるためにもつと有効な立法の可能性を指摘した。(註1)

他方、一九二六年の鉄道労働法の政策や諸規定にもかかわらず、鉄道資本家は、労働者の団結権団体交渉権に対して干渉し続けた。ある調査は、次の如き資本家の行為を指摘している。(註2)

- (1) 鉄道役員は、労働者の団体の結成に対して直接間接に参加しあるいは監視した。鉄道経営者は、労働者の団体の規約や諸規定に対してある統制権を留保した。
- (2) 鉄道の役員は、労働者の団体の代表者、委員、役員の指名、選挙あるいはその他の選任方法に関する規則を監督し、あるいはその制定に参加した。

鉄道のこのような行為は、労働者が自分の好きな組合を選ぶという権利を否定してしまつたことになる。鉄道が会社の御用組合の発起人となつている以上、鉄道労働法に定めている団体交渉手続きは、働くことはできなくなつたし、鉄道が労働者の代表の選挙に干渉したとき、この法律の目的は、実現することはできなくなつた。

国会は、かような事情に気づき、また、テキサス、ニューオルリアンス事件の成果に刺戟され、鉄道産業に本当の団体交渉を確立するために、一九三四年の鉄道労働法の改正を通過させたのである。(註3)その内容を三つに分けて説

明しておこう。

第一に、一九三四年法は、団体交渉のための労働者の代表の選挙に対する資本家の影響を除去することを目的として、鉄道経営者は、労働者がその鉄道の職員でない者をその代表者として指名することを干渉や強制によつて妨害しようとしてはならないと卒直に宣言している。それは、全国組合の役員が鉄道職員を代表する権利をはつきりと確立したのである。その上、鉄道経営者のいろいろな経理上の援助を禁じている。

第二に、一九三四年法は、全国調停局 *National Mediation Board* を確立した。この局は、労働者の団体交渉権に対して実際の意味を与える権限を附与された。この局は、労働者が団体交渉の目的のためにどの組合を希望しているかを決定する選挙を行う権限を与えられた。多数の票を得た組合が法律上の代表者としての資格を認められる。そして鉄道経営者は、資格をもっている組合と団体交渉をしなくてはならないのである。

なお、国会は、この法律の附属物として、鉄道における黄犬契約を違法とした。例のノリス・ラガディア法（一九三二年）が反組合措置を無効とする役割を果しているので、右の措置は、余分のことに思われるが、国会は、鉄道における団体交渉を確立する目的から、その目的を強調するために黄犬契約を違法としたのである。（註⁴）

第三に、国会は、この法律を施行するために、違反に対して蔽罰を課した。二万ドルの罰金あるいは禁錮である。各地区の検事がその訴追にあたる。

この蔽罰主義は成功した。この法律の通過後、会社の御用組合は、減少した。（註⁵）その上、この法律は、ヴァージニア鉄道会社対システム・フェダーレイション事件 *Virginia Railway Company v. Ssystem Federation No. 40, 300 U.S. 515 (1937)* で、合憲とされた。

かくしてこの法律は、その考え方や技術について、後に述べるワグナー法に大きな影響を与えた。

註 1 F. Witney, *Government and Collective Bargaining*, 1951 p. 196

註 2 Statement of Federal Co-ordinator of Transportation, December 8, 1933, pp. 5—7

註 3 Witney, *op. cit.*, p. 196

註 4 F. Witney, *op. cit.*, p. 197 この場合、この法律は、政府をして労働者の自主的団結を資本家の干渉から擁護することと援助をさせるのであるから、インジャンクションの制限の役割を演ずるノリス・ラガディア法とその政策を根本的に異にするのである (C.O. Gregory, *Labor Law*, 1948 p. 482)

註 5 *Twentieth Century Fund Inc., Labor and Government*, 1935 p. 88

第三節 ワグナー法

ニラ法ならびにその施行のためにつくられた全国労働関係局は、団体交渉手続の保護に必ずしも充分でないというので、新しい団結立法の要望の声は、日に日に高くなつていた。その中でも、上院議院ワグナー氏は、もつとも熱心ですでにワグナー法案を準備し、それは、AFLからも支持を受けていたし、また、ルーズヴェルト大統領も、心からサポートしていたのである。

しかしワグナー法案が浮き目をみた直接のきっかけは、ニラ法が最高裁判所で憲法違反とされたときである。すなわちこの判決により、全国労働関係局も、「死文」となり、団体交渉の保護機構がストップしてしまつた。そこで、組織労働者は、ワグナー法案の通過を強く要請した。ウィットニー教授によれば、「組織労働者が特定の法案の通過を要望してこのように総力をあげた運動を行ったことは、かつてなかつた」ということである。(註 1)

かくして一九三五年、六月二十七日、ワグナー法は、成立した。一九三五年七月五日、ルーズヴェルト大統領は、この法律にサインして次の如く述べている。

「この法律は、われわれの重要な法律の一つとして、団体交渉のために、産業内における労働者の自主的団結の権

利を明定し、政府がその法律上の権利を保護し得る方法を定めたものである。それは、全国労働関係局を創設したが、それは、右の法律上の権利を制限したり、否認することを告発するケースを聴問し、決定するためであり、また、誰が労働者の代表者であるかを確定するために公平な選挙を行うことを目的とする。……」

かように、ワグナー法は、ルーズヴェルト大統領が革新的なニューディール政策の仕上げのために、組織労働者の熱狂的な支持の下につくられたものであるから、資本家側陣営からの反撥は、特に強いものがあつた。

だから、同じ流れを汲んだ一九三四年の鉄道労働法の改正が憲法違反でないという最高裁判所の判決がワグナー法も支持するだろうということにはならない。(註³)その上、両者の背景についても、いろいろな差異があつた。鉄道労働法に基く全国調停委員会とワグナー法に基く全国労働関係局の差異について、リーク教授は、次の三つの点を指摘している。(註³)

第一に、前者は、すでに確立された団体交渉の長い伝統を有する鉄道産業の労資関係を取扱うに反して後者の取扱う大量生産産業には、多くの場合、そのような背景が存在しない。

第二に、鉄道労働法は、関係当事者の合意の下に通過したのに反してワグナー法は、資本家側の多くの反対を受けた。

第三は、鉄道労働法に基く全国調停委員会は、クラフトを基礎にした一つの大きな組合が實際上独占している産業を取扱うに反してワグナーに基く全国労働関係局は、異つた組織論を基礎にした二つの競争組合のいろいろな問題に悩まされているのである。

だから、ワグナー法は、国会通過後も、波瀾にとんでいた。まず、資本家側は、公然とこれに反抗的態度を示した。

例えば資本家の団体であるアメリカ自由協会の全国法律家委員会 National Lawyer's Committee of the Am-

erician Liberty League は、ワグナー法が憲法違反であると宣言し、これをパンフレットにして広汎にバラまく（註⁴）と同時に、全国労働関係局の行動を禁止するためのインジャンクションを裁判所に求め、ある程度実を結んだ。

それは、裁判官のワグナー法に対する無知に起因する場合も少くなかつた。全国労働関係局の報告によると、ある裁判官は、その法律が調停と仲裁のことを定めたものであるという印象をもっていた。ある裁判官は、それが調整法であると信じていた。つまりこれらの裁判官は、全国労働関係局の命令は控訴巡回裁判所の判決によらなければ執行されないということを知らなかつたのである。かようにして、全国労働関係局ができて、二、三カ月の間に、連邦の地区裁判所は全国労働関係局の行為を制限する二〇のインジャンクションを発したのである。しかしもとより、最高裁判所は、そのようなインジャンクションを発することを拒絶した。（註⁵）

この点について、労働組合の受取り方を労働者出身のアレイン・オースチン氏にきこう。

「多くの雇い主たちは、この法律を一方的で不当だと非難したばかりでなく、これを違憲だといってこの法律に従うことを拒絶した。彼らは、組合をぶつつぶすために、一切の努力をかたむけつづけた。彼らは、いぜんとして数万ドルの金を、野蠻な力で労働者のストライキをぶつつぶすために、武器や催涙ガスに投じた。彼らは、いぜんとして組合員をつけねらつたり、組合をぶつつぶしたりするために、たくさんの労働スパイを雇つた。ワグナー法が国会を通過し、大統領がこれに署名してから二年たつた一九三七年には、ピンカートンの全国探偵局は、三〇三人の『秘密探偵』をやとつていたが、そのうち一三二人は組合員で、しかもそのうちの四七人は組合の会長や副会長や会計係りや書記のような最上部の仕事をにぎつていたのだ。組合の役員になりおおせた労働スパイがはたしてどんな仕事をやりとげることができたかは、一九三五年に二万六〇〇〇人だつたプリントの組合支部が、一年後にはたつた一二二人になつてしまつたことによつて例証される」（註⁶）

しかし資本家側のワグナー法に対する違反行為がワグナー法の初期の目的通りの効果をおさめなかつたけれども、その功績は、否定できない。この点について、もう一度、アレイン・オースチン氏の叙述を引用してみよう。

「だが、ひきつづいて違反行為はつづけられたけれど、ワグナー法は労働組合にたいしてはかり知られぬほど貴重な保護をあたえ、アメリカの労働者が組合組織化の途上で大発展をとげるのを助けた。統計がこの間の事情を物語っている。

一九三五年には、三五〇〇万の組織可能な労働者のうち、三七〇万人が組合員だつた。

一九三七年には、三八〇〇万の組織可能な労働者のうち、七五〇万人が組合員だつた。

一九四五年には、五〇〇〇万の組織可能な労働者のうち、一七四〇万人が組合員だつた。

一九三五年から一九三七年までの二年間に組合員の数は倍になり、さらに八年のちには、再びほとんど倍になつた。ワグナー法は、労働組合の力と組合員の数の大増加に大きな寄与をなしたのだ」(註7)

だから、ワグナー法の合憲性が最高裁判所で争われたとき、資本家は、もとより、労働組合も、深刻な関心を示した。

すでに、ワグナー法は、八つの下級連邦裁判所で憲法違反と言渡しを受け、さきに述べたアメリカ自由協会の全国法律家委員会は、あらゆる方法でその法律の違憲性を宣伝したが、立案者や労働組合にとつて都合のよい事情があつた。(註8)その一つは、ワグナー法の合憲性が争われた全国労働関係局対ジョーンズ、ローリン鉄鋼会社 *National Labor Relations Board v. Jones & Laughlin Steel Corp.* が裁判所で争われている間に、ルーズヴェルト大統領が圧倒的多数で大統領に再選したことである。その二は、その間、ルーズヴェルト大統領が最高裁判所における革新系の裁判官と保守系の裁判官の力関係のバランスをはかるために最高裁判所の組織の変更を提案したことである。

もとより、これらの事実が裁判に影響したとは断言できないが、一九三七年四月二二日に、最高裁判所は、その合憲性を判決した。そして誰からみても、革新系裁判官ヒューズ Hughes、ブランドマイス Brandeis、ストーン Stone、カードーゼン Cardozo およびロビンソン Roberts の五判事と保守系裁判官マックレイノルズ Mc Reynolds、ヴァン・デヴァンター Van Devanter、サザーランド Sutherland およびバトラー Butler の四判事が五対四に分れ、一票の差でこの法律の合憲性が確立したことは、たしかに興味深いことである。

- 註 1 F. Witney, *Government and Collective Bargaining*, 1951 p. 206
 註 2 C. Rauschenbush and E. Stein, *Labor Cases and Materials*, 1941 p. 303
 註 3 J.H. Leek, *Government and Labor in the United States*, 1952 p. 69
 註 4 National Labor Relations Board, *First Annual Report*, 1936, p. 46
 註 5 F. Witney, *op cit.*, p. 216
 註 6 フレイン・オースチン(雪山訳)「アメリカ労働運動の歩み」下巻二六二頁—二六三頁。
 註 7 同右二六四頁
 註 8 C.O. Gregory and H.A. Katz, *Labor Law*, 1948 p. 484

第三章 ワグナー法と憲法上の諸論点

序

アメリカの資本家は、すでに述べた如く勇敢にワグナー法を違反し続けたけれども、最高裁判所がその法律を合憲と判決したジョーンズ、ローフリン事件後は、さすがに、この法律をまもろうという気持になつたようである。労働

者出身のアレーン・オースチン氏さえも、次のように評価している。(註1)

「最高裁がワグナー法を違憲ではないと宣言した後では、多くの雇い主は、いぜんとしてこの法律をにくんではないが、何とかこれをうまく利用してこれに従おうと決心した。だが、他の多くの雇い主たちは、これと闘うことを断念しようとは決してしなかつた」

だから、ジョーンズ、ローリン事件の判決は、高く評価すべきだし、また、これまでの憲法と団結立法に関するアメリカ最高裁判所の考え方の集大成とも言うべきものである。それ故この考え方を一応検討しておく必要がある。

註1 アレーン・オースチン(雪山訳)「アメリカ労働運動の歩み」下巻二六三頁。

第一節 ジョーンズ、ローリン判決における考え方

アメリカの最高裁判所は、ジョーンズ、ローリン事件の中で、被告側の弁護に答えて、いくつもの論点を展開しているが、ここでは、従来の判決との関連において、その論点をできるだけ整理して論じてみよう。

第一点は、連邦議会の権限の問題である。ワグナー法の対象は、製造産業であつて通商ではない。また、たとえ、ストライキが組合活動を理由とする解雇や団体交渉の拒否から、製造部門に生じたとしても、それが通商に及ぼす影響は、「余りに間接であつて、国会の介入を正当化するものではない」少数説は、右のように述べる。

最高裁判所の多数説を代表して、ヒューズ裁判長は、右の考え方は非現実的であるとし、現実的には、製造部門におけるストライキは州際通商に対して非常に深刻な影響を与えるとするのである。彼は、産業が全国的な規模の上に組織されているという現実に着目している。このような産業構造の下では、資本家の反組合活動に起因する産業上の紛争は、州際取引に障害を与える。それ故、かような紛争の原因を排除くことは、州際通商を保護し、増進するが故に、それは、国会として当然やつてよいことである。(註1)

第二点は、連邦憲法第五次修正の「正当手続」：“due process” 条項との関係である。この点について、さらに二つに分けて説明してみよう。

その一つは、全国労働関係局の気ままな行為から資本家を擁護しているかという問題である。この点について、ワグナー法は、最後の権威を全部裁判所に求めているから、この点の非難は、あたらない。多数説を代表するヒューズ判事は、そのように説明する。

次に、最高裁判所は、ワグナー法が法の正当手続によらないで資本家の財産や自由を剝奪していないと判決した。裁判所は、この場合、テキサス、ニューオールリアンス事件の判決に依拠したのである。

なお、ここで注意すべきことは、最高裁判所は労働者が団体交渉権をもつていることを前提として、労働者が団体交渉権をもつている以上、自主的団結や団体交渉を妨害する行為を違法とすることは合理的であると判断していることである。しかし裁判所は、この法律が労働者の右の権利を擁護すること以上に資本家の権利に介入していないことを注意深く指摘している。(註2)

註1 最高裁判所は、この判決以後、州際通商条項の意味を全国労働関係立法の目的に合うように広く解釈している。例えば最高裁判所のいくつかの判決は、州際通商に従事する企業に動力を供給する公共事業に対する管轄権を全国労働関係局に付与している (F. Whitney, *Government and Collective Bargaining*, 1951 p. 255)

註2 ミシガン大学のホーマン氏によると、この点について、最高裁判所は、七つの点を指摘しているとする (D.O. Bowman, *Public Control of Labor Relations*, 1942, pp. 63—64)

第一に、この法律は、資本家が労働者の団結権、団体交渉権に干渉することを禁じているが、それだけで、「気まぐれ」であると言ふことはできない。

第二に、資本家は、代表者と交渉しなければならないが、この法律は、個々の契約を排斥していない。

第三に、この法律は、協約の締結を強制していない。

第四に、この法律は、資本家の採用、解雇権そのものに干渉していない。

第五に、事業を行う資本家の権利は、労働者の権利の保護規定によつて勝手にこれを制限することはできない。

第六に、この法律が資本家のみを監督し、労働者を監督していない¹⁾という点において、一方的だとしても、それは、立法政策の問題であつて、立法権の問題ではない。

第七に、連邦憲第七次修正によると、訴訟物の価格が二十ドルを超えるコモン・ローの訴訟においては、陪審による審判を受ける権利があるのであるが、ワグナーによる手続は、コモン・ローのそれではなく、制定法上のそれである。

第二節 ジョーンズ、ローリン判決の団結権団体行動権に対する観方

最高裁判所は、ジョーンズ、ローリン事件で、はつきりと、資本家の形式的な「契約の自由」から、労働者の団結を解放したけれども、その団結権、団体行動権の性質や内容については、どのように考えているのであろうか。

まず、最高裁判所は、労働者の団結権や団体交渉権を「基本的権利」*fundamental right* であることは承認しているけれども、それを資本家の市民法上の権利と同一線上で把握しようとしている。例えば、「資本家がその事業を組織化し、その役員を選任する権利を有すると同じように、労働者は、合法的の目的のために、団結し、団体交渉する権利を有する」と断言している。

次に、労働者に対して右のような権利を認めるのは何故か。最高裁判所によると、労働者が一人つつ資本家にあたと、無力である。だから、資本家と対等な立場で取引する機会を与えるためであるとする。^(註1)

以上でわかるように、労働者の団結権、団体交渉権に対する右の判決のイデオロギーは、それが市民法上の権利と同一線のものであり、労資のバランスの基礎の上に立つものである。そこには、市民法上の権利プラスの生存権的性

質をもつという考え方は、見出せない。それは、アメリカの労働者の頭の中にも、ないようである。(註²)

そしてそれがワグナー法の性格でもあつたと言える。この法律は、強力な組合を育てることによつて、購買力を引上げることに目的があり、強力な組合を育てること自体を目的とはしていなかつた。(註³)

だから、アメリカの労働組合が強力になり、巨大資本にも匹敵し、それにも優るかの如き様相を示すと、ここに、別の「バランス」論が生まれる。タフト・ハートレー法の生まれる要素は、すでに、ワグナー法の中にあつたのである。

註1 以上、C. Rauschenbush and E. Stein, *Labor Cases and Materials*, 1941, p. 305—306 所載のジョーンズ、

ローフリン判決第二点「不当労働行為」の項。

註2 アメリカの社会主義者レオ・ヒューバーマン(雪山・全損保大阪地協婦人部訳)「労働組合入門」の中にさえ、見当らない。第一部労働組合はなぜ必要なのかという見出しで、第一章「労働者はひとりでは無力だつた……」という書き出しから始まり、それで終つている。

註3 F. Witney, *Government and Collective Bargaining*, 1951 p. 211